令和７年１１月１８日
浜松市財務部調達課

低入札価格調査実施工事におけるダンピング受注対策の強化について

建設工事のダンピング受注対策を強化するため、低入札価格調査を経て契約締結する建設工事（以下「低入札価格調査実施工事」という。）について、契約保証額等の引上げや配置する技術者等に係る要件の明確化及び適正化を行います。

１　改正概要

低入札価格調査実施工事において、「特記仕様書」として追加している契約条件を下表のとおり改正します。（下線が引かれた部分が改正箇所）

下表は概要です。詳細は、別紙「特記仕様書新旧対照表」を必ずご確認ください。

No.	改正前	改正後	改正理由
1	建設業法第２６条第３項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあっては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者１名をその補助技術者として置かなければならない。	建設業法第２６条第３項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあっては、同条第１項に規定する主任技術者と同等以上の資格を有する者１名をその補助技術者として置かなければならない。なお、補助技術者は、専門技術者、営業所技術者等、浜松市土木工事共通仕様書に規定する品質証明員又は他工事の補助技術者を兼ねることができる。	補助技術者の資格要件、兼務が可能な要件の明確化
2	補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならない。	改正なし	－
3	現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならない。	改正なし	－
4	現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができない。	現場代理人、監理技術者等（主任技術者、専任の主任技術者、監理技術者、専任の監理技術者又は監理技術者補佐）及び補助技術者は、これを兼ねることができない。また、補助技術者は、他工事の現場代理人又は監理技術者等を兼ねることができない。	兼務不可の要件の明確化・適正化
5	中間前払金の支払いを請求できない。	改正なし	－
6	契約条件なし（※１）	契約保証の額は、請負代金額の１０分の３以上とする。	ダンピング対策強化のため、契約条件を追加
7	契約条件なし（※２）	受注者の責による契約解除や履行不能に伴う違約金の額は、請負代金額の１０分の３とする。	

（※１）浜松市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第４条第２項の規定により契約保証の額は、請負代金額の１０分の１以上

（※２）約款第５１条第２項の規定により違約金の額は、請負代金額の１０分の１

２　適用時期

令和７年１２月１日以降、入札公告や指名通知等を行う案件から適用します。

≪本件に関する問い合わせ先≫

〒430-8652　浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市財務部調達課工事契約グループ　電話 053-457-2176

別紙

特記仕様書新旧対照表

改正前	改正後	改正理由等
特　記　仕　様　書	特　記　仕　様　書	
1　受注者は、建設業法第２６条第３項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあっては、建設業法等に規定する主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者１名をその補助技術者として置かなければならない。	1　浜松市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第４条第２項中「１０分の１以上」を「１０分の３以上」に、同条第５項中「１０分の１」を「１０分の３」に、それぞれ読み替える。	ダンピング受注対策の強化（契約保証額の引上げ）
2　補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならない。	2　約款第５１条第２項中「１０分の１」を「１０分の３」に読み替える。	ダンピング受注対策の強化（違約金の引上げ）
3　浜松市建設工事請負契約約款第１０条第５項及び浜松市上下水道部建設工事請負契約約款第１０条第５項の規定にかかわらず、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ない。	3　受注者は、約款第３５条第２項の規定にかかわらず、中間前払金の支払いを発注者に請求することができない。	記載位置の変更（５項→３項） 記載内容の明確化・適正化
4　現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならない。	4　現場代理人は、約款第１０条第２項ただし書の規定にかかわらず、常駐義務の緩和対象にならない。	記載内容の明確化
5　受注者は、浜松市建設工事請負契約約款第３５条第２項及び浜松市上下水道部建設工事請負契約約款第３５条第２項の規定にかかわらず、中間前払金の支払いを発注者に請求することが出来ない。	5　受注者は、建設業法第２６条第３項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあっては、同条第１項に規定する主任技術者と同等以上の資格を有する者１名をその補助技術者として置かなければならない。なお、補助技術者は、専門技術者、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）、浜松市土木工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）に規定する品質証明員（※）又は他工事の補助技術者を兼ねることができる。 （※）仕様書の規定にかかわらず、本工事の品質証明員を兼ねることができる。	記載位置の変更（１項→５項） 補助技術者の資格要件、兼務が可能な要件の明確化
	6　補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならない。	記載位置の変更（２項→６項）
	7　現場代理人、監理技術者等（主任技術者、専任の主任技術者、監理技術者、専任の監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び補助技術者は、約款第１０条第５項の規定にかかわらず、これを兼ねることができない。また、補助技術者は、他工事の現場代理人又は監理技術者等を兼ねることができない。	記載位置の変更（３項→７項） 兼務不可の要件の明確化・適正化、記載内容の適正化
	8　浜松市上下水道部発注の建設工事については、本特記仕様書中「浜松市建設工事請負契約約款」を「浜松市上下水道部建設工事請負契約約款」に読み替える。	記載内容の明確化のため、読替規定を追加

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。